

令和元年第2回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第84号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～12
議案第85号	上越市市税条例等の一部改正について	税務課	13～41
議案第90号	工事請負契約の締結について（木田第1庁舎受変電設備改修 工事）	契約検査課 用地管財課	42～43

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 4 号
提 出 課	財政課

上越市手数料条例の一部改正について

1 改正理由

建築基準法の一部改正を受け、新設された許可及び認定の申請手数料を定めるほか、新潟県が実施した建築物の確認申請手数料等の額の改定にあわせて手数料を見直すなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市手数料条例の一部改正

建築審査会の同意の取得を要しない場合における用途地域等における建築等許可申請手数料その他の建築基準法の一部改正により新設された許可及び認定の申請手数料を定める。(第 2 条第 5 1 号、第 9 1 号—第 9 3 号関係)

(2) 第 2 条の規定による上越市手数料条例の一部改正

ア 建築物に関する確認申請等の証明手数料を 1 件につき 5 0 0 円とする。(第 2 条第 3 5 号関係)

イ 新潟県が実施した建築物の確認申請手数料等の額の改定にあわせて、手数料の額を引き上げる。(第 2 条第 3 6 号—第 4 4 号関係)

(3) その他文言を整備する。

3 施行期日

次に掲げる区分に応じ、次に定める日

(1) 2(1)の改正及び 2(3)の改正のうち、2(1)の改正に伴う文言整備 建築基準法の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 6 7 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 2(3)の改正のうち、工業標準化法の一部改正に伴う文言整備 令和元年 7 月 1 日

(3) 2(2)の改正及び 2(3)の改正のうち、2(2)の改正に伴う文言整備 令和元年 1 0 月 1 日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市手数料条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第 1 条の規定による改正案	改 正 前
(手数料の種類及び金額) 第 2 条 略 (1)～(50) 略 (51) 用途地域等における建築等許可申請手数料 1 件につき <u>2 0 万円</u> (建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) <u>第 4 8 条</u> <u>第 1 6 項</u> <u>の規定により同条第 1 5 項の規定による意見の聴取及び同意</u>	(手数料の種類及び金額) 第 2 条 略 (1)～(50) 略 (51) 用途地域等における建築等許可申請手数料 1 件につき <u>1 8 万円</u> (建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) <u>第 4 8 条</u> <u>第 1 5 項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない</u>

第1条の規定による改正案	改正前
<p><u>の取得を要しない許可に係る申請にあっては10万5,000円、同項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあっては14万円)</u></p>	<p>許可に係る申請にあっては、9万円</p>
<p>(52)～(90) 略</p>	<p>(52)～(90) 略</p>
<p>(91) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合<u>(用途の変更に伴う工事を行う場合を含む。)</u>の全体計画に係る認定又は変更認定の申請手数料 1件につき2万7,000円</p>	<p>(91) 既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合_____の全体計画に係る認定又は変更認定の申請手数料 1件につき2万7,000円</p>
<p>(92) <u>建築物の用途を変更して興行場等として使用することの許可申請手数料 1件につき12万円(季節的に設ける興行場等として使用することの許可に係る申請にあっては、2万円)</u> (追加)</p>	
<p>(93) <u>建築物の用途を変更して特別興行場等として使用することの許可申請手数料 1件につき16万円</u> (追加)</p>	
<p>(94)～(97) 略</p>	<p>(92)～(95) 略</p>
<p>(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び<u>第100号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、<u>第96号</u>の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。)</p>	<p>(96) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び<u>第98号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、<u>第94号</u>の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。)</p>
<p>(99)～(103) 略</p>	<p>(97)～(101) 略</p>
<p>(104) 略</p>	<p>(102) 略</p>
<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p>	<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第100号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p>
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて</p>	<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第100号イ</u>に規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて</p>

第1条の規定による改正案	改正前
<p>得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>105</u>～<u>108</u> 略</p> <p><u>109</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第111号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>110</u>及び<u>111</u> 略</p> <p><u>112</u> 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第109号</u>又は<u>前号</u>と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第109号</u>アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第109号</u>イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第109号</u>ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p><u>113</u>～<u>131</u></p> <p><u>131</u> 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法律に基づく審理員、審査庁又は上越市行政不服審査会による提出書類の写し等の交付に関する手数料 <u>日本産業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙1面につき、次に掲げる区分に応</p>	<p>得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p> <p><u>103</u>～<u>106</u> 略</p> <p><u>107</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第109号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p> <p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>108</u>及び<u>109</u> 略</p> <p><u>110</u> 略</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて<u>第107号</u>又は<u>第109号</u>と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第107号</u>アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第107号</u>イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第107号</u>ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p> <p><u>111</u>～<u>132</u></p> <p><u>131</u> 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法律に基づく審理員、審査庁又は上越市行政不服審査会による提出書類の写し等の交付に関する手数料 <u>日本工業規格</u>A列3番以下の大きさの用紙1面につき、次に掲げる区分に応</p>

第1条の規定による改正案	改正前
<p>じ、次に定める額。ただし、写し等の作成に特別の経費を要するときは、その実費額とする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(136)</u> 略 (手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第106号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第107号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第108号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第130号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第131号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>じ、次に定める額。ただし、写し等の作成に特別の経費を要するときは、その実費額とする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>(134)</u> 略 (手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>第2条第104号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>イ <u>第2条第105号</u>に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>ウ <u>第2条第106号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p> <p>エ <u>第2条第128号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第129号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市手数料条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後																								
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p><u>(35) 建築物に関する確認申請等の証明手数料 1件につき500円</u> (追加)</p> <p><u>(36) 建築物に関する確認申請手数料</u> (次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td><u>21,000円</u></td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td><u>32,000円</u></td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>58,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>8,000円</u>	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>32,000円</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>58,000円</u>	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(34) 略</p> <p><u>(35) 建築物に関する確認申請手数料</u> (次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td><u>5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td><u>14,000円</u></td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td><u>19,000円</u></td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td><u>34,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	<u>5,000円</u>	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>
床面積の合計	手数料の額																								
30平方メートル以内のもの	<u>8,000円</u>																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>32,000円</u>																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>58,000円</u>																								
床面積の合計	手数料の額																								
30平方メートル以内のもの	<u>5,000円</u>																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>19,000円</u>																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>34,000円</u>																								

第2条の規定による改正案

の	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	<u>83,000円</u>
2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの	<u>207,000円</u>
1万平方メートルを超え5万 平方メートル以内のもの	<u>326,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>583,000円</u>

備考 略

- (37) 昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認申請手数料 前号に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額

昇降機の区分		加算する額
昇降機を設置する場合	昇降機	<u>14,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>8,000円</u>
確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機	<u>8,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>5,000円</u>

- (38) 略

ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 1万4,000円
（小荷物専用昇降機にあつては、8,000円）

イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 8,000円（小荷物専用昇降機にあつては、5,000円）

- (39) 略

ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 1万3,000円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 7,000円

- (40) 建築物に関する完了検査申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に定める額

ア 特定工程に係る工事の完了検査申請 次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>

第1条の規定による改正後

の	
1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの	<u>140,000円</u>
1万平方メートルを超え5万 平方メートル以内のもの	<u>240,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>460,000円</u>

備考 略

- (36) 昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認申請手数料 前号に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額

昇降機の区分		加算する額
昇降機を設置する場合	昇降機	<u>9,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>4,000円</u>
確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置する場合	昇降機	<u>5,000円</u>
	小荷物専用昇降機	<u>3,000円</u>

- (37) 略

ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。） 9,000円
（小荷物専用昇降機にあつては、4,000円）

イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円（小荷物専用昇降機にあつては、3,000円）

- (38) 略

ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。） 8,000円

イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円

- (39) 建築物に関する完了検査申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に定める額

ア 特定工程に係る工事の完了検査申請 次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>9,000円</u>
30平方メートルを超え 100平方メートル以内のもの	<u>11,000円</u>
100平方メートルを超え 200平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>

第2条の規定による改正案

もの	
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の もの	<u>30,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 のもの	<u>50,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以 内のもの	<u>67,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内 のもの	<u>150,000 円</u>
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内の もの	<u>239,000 円</u>
5 万平方メートルを超え るもの	<u>460,000 円</u>

備考 略

イ その他の完了検査申請 次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内の もの	<u>14,000 円</u>
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内の もの	<u>17,000 円</u>
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内の もの	<u>23,000 円</u>
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の もの	<u>32,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 のもの	<u>52,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以 内のもの	<u>71,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内 のもの	<u>160,000 円</u>
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内の もの	<u>249,000 円</u>
5 万平方メートルを超え るもの	<u>469,000 円</u>

備考 略

(41) 昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査申請手数料 前号に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額

昇降機の区分	加算する額
昇降機	<u>20,000円</u>
小荷物専用昇降機	<u>13,000円</u>

(42) 建築設備に関する完了検査申請手数料
1の建築設備につき2万円
(小荷物専用昇降機にあつては、

第1条の規定による改正後

もの	
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の もの	<u>21,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 のもの	<u>35,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以 内のもの	<u>47,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内 のもの	<u>110,000 円</u>
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内の もの	<u>180,000 円</u>
5 万平方メートルを超え るもの	<u>370,000 円</u>

備考 略

イ その他の完了検査申請 次の表に定める額

床面積の合計	手数料の額
30 平方メートル以内の もの	<u>10,000 円</u>
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内の もの	<u>12,000 円</u>
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内の もの	<u>16,000 円</u>
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内の もの	<u>22,000 円</u>
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内 のもの	<u>36,000 円</u>
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以 内のもの	<u>50,000 円</u>
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内 のもの	<u>120,000 円</u>
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内の もの	<u>190,000 円</u>
5 万平方メートルを超え るもの	<u>380,000 円</u>

備考 略

(40) 昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査申請手数料 前号に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額

昇降機の区分	加算する額
昇降機	<u>13,000円</u>
小荷物専用昇降機	<u>8,000円</u>

(41) 建築設備に関する完了検査申請手数料
1の建築設備につき1万3,000円
(小荷物専用昇降機にあつては、

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後																																								
1万3,000円)	8,000円)																																								
(43) 工作物に関する完了検査申請手数料	(42) 工作物に関する完了検査申請手数料																																								
1の工作物につき1万5,000円	1の工作物につき9,000円																																								
(44) 建築物に関する中間検査申請手数料	(43) 建築物に関する中間検査申請手数料																																								
1件につき、次の表に定める額	1件につき、次の表に定める額																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>46,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>62,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</td> <td>219,000円</td> </tr> <tr> <td>5万平方メートルを超えるもの</td> <td>409,000円</td> </tr> </tbody> </table>	中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	12,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	140,000円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	219,000円	5万平方メートルを超えるもの	409,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>5万平方メートルを超えるもの</td> <td>330,000円</td> </tr> </tbody> </table>	中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額	30平方メートル以内のもの	9,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	11,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	20,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	33,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	45,000円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	100,000円	1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	160,000円	5万平方メートルを超えるもの	330,000円
中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	12,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円																																								
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	140,000円																																								
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	219,000円																																								
5万平方メートルを超えるもの	409,000円																																								
中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額																																								
30平方メートル以内のもの	9,000円																																								
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	11,000円																																								
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	15,000円																																								
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	20,000円																																								
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	33,000円																																								
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	45,000円																																								
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	100,000円																																								
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	160,000円																																								
5万平方メートルを超えるもの	330,000円																																								
(45)～(97) 略	(44)～(96) 略																																								
(98) 略	(97) 略																																								
ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額	ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額																																								
イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額	イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額																																								
(99) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び第101号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、第97号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。)	(98) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定に係る申請手数料(次号及び第100号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、第96号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額を申請する戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次号において「長期優良住宅変更認定手数料の額」という。)																																								
(100) 略	(99) 略																																								
ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額	ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額																																								
イ 第37号に規定する昇降機に係る部	イ 第36号に規定する昇降機に係る部																																								

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p><u>(101)</u>～<u>(103)</u> 略</p>	<p><u>(100)</u>～<u>(102)</u> 略</p>
<p><u>(104)</u> 略</p>	<p><u>(103)</u> 略</p>
<p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p><u>(105)</u> 略</p>	<p><u>(104)</u> 略</p>
<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第103号</u>アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号</u>アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第103号</u>イに規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>	<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する<u>第102号</u>イに規定する場合 同号イ(ア)から(ウ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額</p>
<p><u>(106)</u> 略</p>	<p><u>(105)</u> 略</p>
<p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p><u>(107)</u>～<u>(109)</u> 略</p>	<p><u>(106)</u>～<u>(108)</u> 略</p>
<p><u>(110)</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第112号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p>	<p><u>(109)</u> 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（<u>第111号</u>に掲げる手数料を徴収する場合を除く。）</p>
<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p>	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（同号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料の額」という。）</p>
<p>ア～ウ 略</p>	<p>ア～ウ 略</p>
<p><u>(111)</u> 略</p>	<p><u>(110)</u> 略</p>
<p><u>(112)</u> 略</p>	<p><u>(111)</u> 略</p>
<p>ア <u>第36号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア <u>第35号</u>に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ <u>第37号</u>に規定する昇降機に係る部</p>	<p>イ <u>第36号</u>に規定する昇降機に係る部</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>Ⓐ 略</p>	<p>Ⓐ 略</p>
<p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第110号又は前号と同じ方法で算出した額</p>	<p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第109号又は前号と同じ方法で算出した額</p>
<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号イに規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>	<p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第109号ウに規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）</p>
<p>Ⓑ 略</p>	<p>Ⓑ 略</p>
<p>ア 第36号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>ア 第35号に規定する建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>	<p>イ 第36号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p>
<p>Ⓒ～Ⓓ 略 (手数料の減免)</p>	<p>Ⓒ～Ⓓ 略 (手数料の減免)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>ア 第2条第107号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 第2条第106号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>
<p>イ 第2条第108号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>イ 第2条第107号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>
<p>ウ 第2条第109号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>ウ 第2条第108号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</p>

第2条の規定による改正案	第1条の規定による改正後
<p>エ <u>第2条第131号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第132号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>エ <u>第2条第130号</u>に規定する定期検査手数料</p> <p>オ <u>第2条第131号</u>に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>

上越市手数料条例改正に係る改正建築基準法の概要

○条例第2条第51号

「用途地域等における建築等許可申請手数料」関係

※手数料 140,000円(追加) その他、県の手数料額との統一

※法第48条第16項 用途規制の適用除外に係る手続きの合理化

1 現行制度

【原則】建築物の建築は、用途地域による制限に適合していなければならない。

【特例】特定行政庁が当該用途地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて、あらかじめ、その許可（以下「特例許可」という。）にかかる利害関係者による意見の聴取を経て、かつ、建築審査会の同意を得て許可したものについては適用外とする。
また、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転を行う場合であって、一定の基準に適合するものは、意見の聴取及び同意の取得を要せず、特例許可をすることができる。

2 改正内容

【特例】第一種低層住居専用地域等において、日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可する場合にあつては、意見の聴取を経て許可することができる。（建築審査会の同意は不要）

<政令で定める建築物のイメージ（国案）>

- ・ コンビニエンスストア（第一種低層住居専用地域等）
- ・ 自動車修理工場（第一種住居地域等）
- ・ 学校給食センター（第一種中高層住居専用地域等）

<省令で定める基準のイメージ（国案）>

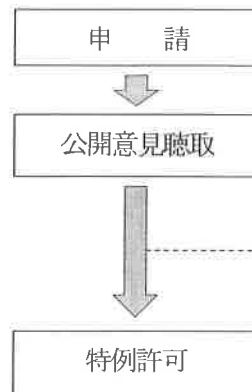
（例）コンビニエンスストアの場合

- ・ 敷地は9m以上の道路に接すること
- ・ 床面積は200㎡以内とすること
- ・ 室外機等の騒音を一定基準以下とすること
- ・ 深夜営業を行う場合は、一定の電灯等について照度以下とすること 等

《改正前》



《改正後》



特例許可の実績の蓄積があるものについて、一定の建築物で、かつ、一定の基準に適合するものについては、建築審査会の同意を不要とする。

○条例第2条第91号

「既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画認定又は変更認定の申請手数料」関係

※手数料 27,000円(追加)

※法第87条の2 用途変更に係る全体全体計画認定の導入による制限の緩和

1 現行制度

- ・既存の建築物について用途を変更する場合には、その用途変更に伴って現行基準に適合させるための改修工事を、一度に行うことが必要となる。(段階的・計画的な改修が可能であるのは、増改築等を伴う場合のみ。)

2 改正内容

- ・増改築等を伴わない用途変更についても、特定行政庁が「全体計画」を認定することで、段階的・計画的な改修を可能とする。

○条例第2条第92号、第93号

「建築物の用途を変更して興行場等又は特別興行場等として使用する許可申請手数料」関係

※手数料 120,000円(追加) 160,000円(追加)

※法第87条の3第5項、第6項 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和

1 現行制度

- ・現行の仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物の許可における法の一部の適用除外を認める制限の緩和については、新築等が前提であり、既存建築物を一時的に転用する場合の緩和規定がない。

2 改正内容

- ・既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合について、仮設建築物を建築する場合(法第85条第5項、第6項)と同様に、法の一部の適用除外を認めることとする。
- ・仮設建築物の許可の場合と同様に、建築物の用途を変更して興行場等(興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類するものをいう。)とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、1年以内の期間を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。
- ・また、建築物の用途を変更して特別興行場等(国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。)とする場合における当該特別興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合には、1年を超えることができるようにする。

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 5 号
提 出 課	税務課

上越市市税条例等の一部改正について

1 改正理由

平成 3 1 年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正を受け、個人市民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を加えるほか、軽自動車税環境性能割の税率を所定の期間、軽減する措置を講ずるなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 個人市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とすることに伴い規定を整備する。(第 2 4 条の 2 関係)
- イ 住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充及び住宅借入金等特別税額控除に係る申告要件の廃止に伴い規定を整備する。(附則第 5 条の 3 の 2 関係)
- ウ 特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付された場合に、申告特例控除額の適用があるものとする規定を整備する。(附則第 7 条の 2 関係)
- エ 軽自動車税の重課の規定について、令和元年度に限ったものとし、平成 2 9 年度分の軽減を削除する規定を整備する。(附則第 1 2 条の 3 関係)

(2) 第 2 条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 個人市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、単身児童扶養者の記載事項を追加することに伴い規定を整備する。(第 2 9 条の 2、第 2 9 条の 3 関係)
- イ 軽自動車税環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を整備する。(附則第 1 2 条の 2 の 2 関係)
- ウ 軽自動車税環境性能割の税率を 1 % 減とする臨時的軽減の規定を整備する。(附則第 1 2 条の 2 の 7 関係)
- エ 軽自動車税種別割の重課の規定について整備し、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の軽自動車税種別割の軽減の規定を新設する。(附則第 1 2 条の 3 関係)

(3) 第 3 条の規定による上越市市税条例の改正内容

- ア 個人市民税の非課税措置の対象に単身児童扶養者を加えることに伴い規定を整備する。(第 1 5 条関係)
- イ 令和 4 年度分及び令和 5 年度分の軽自動車税種別割の軽減の対象について、電気軽自動車等に限る規定を整備する。(附則第 1 2 条の 3 関係)

(4) 第 4 条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(平成 2 8 年上越市条例第 4 8 号)の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(第 1 条の 2 中上越市市税条例附則第 1 2 条の 2 の 6 関係)

(5) 第 5 条の規定による上越市市税条例等の一部を改正する条例(平成 3 0 年上越市条例第 3 3 号)の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(第 1 条中上越市市税条例第 4 5 条関係)

(6) 第6条の規定による上越市都市計画税条例の改正内容

地方税法等の改正を受け、所要の規定を整備する。(附則第2項、附則第3項、附則第14項関係)

3 施行期日

公布の日。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行する。

- (1) 2(2)イからエまでの改正 令和元年10月1日
- (2) 2(2)アの改正 令和2年1月1日
- (3) 2(3)アの改正 令和3年1月1日
- (4) 2(3)イの改正 令和3年4月1日

4 上越市市税条例等改正案新旧対照表

(1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、<u>同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u></p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和15</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第9号までに掲げるものについては、それぞれ県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した<u>場合において</u>は、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金<u>を</u>支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条第1項及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)~(10) 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成43</p>

改正案	改正前
<p>年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における</u>第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1</p>	<p>年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用がある場合における</u>第25条及び第25条の2第1項の規定の適用については、第25条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の3の2第1</p>

改 正 案	改 正 前
<p>項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の3第1項又は附則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定により<u>控除すべき金額の控除を受けようとする</u>場合には、第28条第4項の規定による申告書の提出(第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを</p>	<p>項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第5条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号</u>若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第14条の2第1項、附則第14条の3第1項又は附則第14条の8第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p>第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第24条の2第1項及び第2項の規定によつて<u>控除すべき金額の控除を受けようとする</u>場合には、第28条第4項の規定による申告書の提出(第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、<u>法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金</u>(以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する地方団体の長</p> <p>_____ に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを</p>

改 正 案	改 正 前
<p>求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には<u> </u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定</p>	<p>求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）<u>においては</u>、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定</p>

改 正 案	改 正 前
<p>める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>16 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第</p>	<p>める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>7 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>14 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。</p> <p>16 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第</p>

改 正 案	改 正 前
<p>1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>1 7 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 令<u>附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p>	<p>(4) 令<u>附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>
<p>(7) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>9 略</p>	<p>9 略</p>
<p>10 略</p>	<p>10 略</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p>	<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p>
<p>(6) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第17項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p>12 略</p>	<p>12 略</p>

改正案

(軽自動車税の税率の特例)

第12条の3 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分

____の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(削除)

改正前

(軽自動車税の税率の特例)

第12条の3 法附則第30条第1項

____に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成

改正案

改正前

(削除)

29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(削除)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正案

改正前

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車

_____ に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

改 正 案	改 正 前
<p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
<p>2～4 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>	<p>2～4 略 （東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>
<p>第23条 略</p>	<p>第23条 略</p>
<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第82条の4の規定は、適用しない。</p>	<p>2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第82条の4の規定は、適用しない。</p>
<p>3 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)～(5) 略</p>	<p>3 略 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名_____） (2)～(5) 略</p>
<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（_____以下この項において「仮換地等」_____という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者_____」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の_____」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に_____に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 法附則第56条第11項の規定の適用を受ける家屋に係る平成24年度から令和4年度までの各年度分の固定資産税については、附則第8条の3第1項から第5項までの規定は、適用しない。</p>	<p>6 法附則第56条第11項の規定の適用を受ける家屋に係る平成24年度から平成34年度までの各年度分の固定資産税については、附則第8条の3第1項から第5項までの規定は、適用しない。</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>6～8 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (追加)</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第29条の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除</u></p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第29条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2)</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改 正 案	改 正 前
<p>く。)を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>(以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項</u>に規定する<u>公的年金等の支払者</u>(以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。)から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (追加)</p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、<u>公的年金等受給者</u>は、当該<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>公的年金等受給者</u>は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該<u>公的年金等支払者</u>に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p>	<p>(以下この条において「<u>公的年金等受給者</u>」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項</u>の<u>公的年金等の支払者</u>(以下この条において「<u>公的年金等支払者</u>」という。)から毎年最初に<u>同項</u>に規定する<u>公的年金等の支払</u>を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該<u>公的年金等支払者</u>を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、<u>公的年金等受給者</u>は、当該<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>公的年金等受給者</u>は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき<u>公的年金等支払者</u>が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該<u>公的年金等支払者</u>に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第30条 市民税の納税義務者が、第28条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当の理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第89条の8 略</p> <p>(環境性能割の課税免除)</p> <p>第89条の9 特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する三輪以上の軽自動車について次の各号のいずれかに該当する取得をしたときは、環境性能割を課さない。</p> <p>(1) 無償による取得</p> <p>(2) 寄附金、補助金、会費その他これらの性質を有する収入(特定非営利活動法人が行う資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供の対価として得るものを除く。)による取得 (追加)</p> <p>附 則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の2の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の2の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第88条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (追加)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の3 略</p> <p>2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴</p>	<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第30条 市民税の納税義務者が、第28条第1項若しくは第2項の規定によって提出すべき申告書を正当の理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(環境性能割の減免)</p> <p>第89条の8 略</p> <p>附 則</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>収に関し、<u>三輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u>（追加）</p> <p>3 <u>新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第12条の2の5の規定により読み替えられた第89条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u>（追加）</p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u>（追加）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p>第12条の2の4 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p>第12条の2の5 略</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</p> <p>第12条の2の3 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</p> <p>第12条の2の4 略</p>

改 正 案	改 正 前												
<p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第12条の2の6 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第12条の2の7 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第89条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。(追加)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">3,900円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>ア(イ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">1,800円</td> </tr> <tr> <td>ア(ウ) a</td> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">2,700円</td> </tr> </table>	第2号	3,900円	1,000円	ア(イ)			第2号	6,900円	1,800円	ア(ウ) a	10,800円	2,700円	<p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第12条の2の5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第12条の2の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条 _____ に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 _____ を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p>
第2号	3,900円	1,000円											
ア(イ)													
第2号	6,900円	1,800円											
ア(ウ) a	10,800円	2,700円											

改正案

改正前

第2号	3,800円	1,000円
ア(ウ)b	5,000円	1,300円

(追加)

3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	2,000円
ア(イ)		
第2号	6,900円	3,500円
ア(ウ)a	10,800円	5,400円
第2号	3,800円	1,900円
ア(ウ)b	5,000円	2,500円

(追加)

4. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正案

改正前

第2号 ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号 ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号 ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(追加)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車
が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第12条の3の2 削除

(3) 第3条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第5項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>（追加）</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当する</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第12条の3 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>表 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の3の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当する</p>

改 正 案	改 正 前
<p>かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p>

改 正 案	改 正 前
<p>なして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>1 3 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u><u>と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u>（追加）</p> <p>1 4 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u>（追加）</p> <p>1 5 <u>第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市</u></p>	<p>なして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p>長に提出しなければならない。(追加)</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。(追加)</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。(追加)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中上越市市税条例第103条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中上越市市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中上越市市税条例第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第21条及び第</p>	<p>長に提出しなければならない。(追加)</p> <p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。(追加)</p> <p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。(追加)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中上越市市税条例第103条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中上越市市税条例第14条第1項及び第3項並びに第45条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中上越市市税条例第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第21条及び第</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2 4 条の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 4 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 <u>令和 3 年 1 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 4 条並びに附則第 1 0 条及び第 1 1 条の規定 <u>令和 3 年 1 0 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 5 条の規定 <u>令和 4 年 1 0 月 1 日</u></p> <p>—</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>の以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和 3 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和 2 年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例第 1 4 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 5 条第 1 0 項から<u>第 1 7 項</u>までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>2 4 条の改正規定並びに同条例附則第 3 条の 4 の改正規定並びに次条第 2 項の規定 <u>平成 3 3 年 1 月 1 日</u></p> <p>(8) 第 4 条並びに附則第 1 0 条及び第 1 1 条の規定 <u>平成 3 3 年 1 0 月 1 日</u></p> <p>(9) 第 5 条の規定 <u>平成 3 4 年 1 0 月 1 日</u></p> <p>且</p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 3 1 年度</u>の以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の上越市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成 3 3 年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成 3 2 年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 略</p> <p>4 新条例第 1 4 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 5 条第 1 0 項から<u>第 1 2 項</u>までの規定は、前条第 5 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

(6) 第6条の規定による上越市都市計画税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略 (<u>法附則第15条第40項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第40項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。 (<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4～13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで</u>、<u>第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。 (<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>4～13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u> 又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項から第31項まで」とあるのは「若しくは第28項から第31項まで又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

上越市市税条例等の一部改正の主な概要

1 個人市民税関係

(1) ふるさと納税制度（寄附金税額控除）の見直し

（第24条の2関係）

ア 改正の概要

制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、ふるさと納税制度を見直す。

イ 見直し後の基本的な枠組み

総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定する。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体
- ② (①の地方団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

ウ 適用

令和2年度以後の個人市民税の寄附金税額控除に適用

(2) 住宅ローン控除制度（住宅借入金等特別税額控除）の拡充に伴う措置

（附則第5条の3の2関係）

ア 改正の概要

所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（最高13万6千5百円）の範囲内で個人市民税から控除する。なお、個人市民税の減収分は全額国費（地方特例交付金）で補填される。

イ 適用

消費税率10%である住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用

※ 参考（過年度実績）

	H30	H29
住宅借入金等特別税額控除額	13,535万円(3,904人)	12,247万円(3,599人)

(3) 個人市民税の非課税措置

(第 15 条関係)

ア 改正の概要

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする。

イ 影響額

△251 万円 (71 人)

ウ 適用

令和 3 年度分以後に適用

2 軽自動車税関係

(1) 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

(附則第 12 条の 2 の 2、第 12 条の 2 の 7 関係)

ア 改正の概要

消費税率引上げに伴う対応として、取得時の負担感を緩和するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、税率 1% 分を軽減する特例措置を導入する。なお、軽自動車税環境性能割の減収分は全額国費（地方特例交付金）で補填される。

区分		税率	臨時的軽減
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 LPG車	★★★★かつ 2020 年度基準+10%達成車		
	★★★★かつ 2020 年度基準達成車	1%	非課税
	★★★★かつ 2015 年度基準+10%達成車	2%	1%
上記以外の車		2%	1%

※★★★★とは、平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車を表す。

イ 影響額

△1,500 万円 (令和元年度・2 年度)

ウ 適用

令和元年度、2 年度の軽自動車税環境性能割に適用

(2) グリーン化特例の見直し

(附則第12条の3関係)

ア 改正の概要

現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を2年延長する。(令和3年度賦課分まで現行制度の維持) ※①

令和4年度・5年度は、対象車両を絞り込み電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に限り、税率を概ね75%軽減する特例措置を導入する。 ※②

イ 影響額

①2年間延長の影響額 $\Delta 1,694$ 万円(令和2年度・3年度)

②対象車両絞り込みの影響額 $1,694$ 万円(令和4年度・5年度)

ウ 適用

令和2年度～5年度の軽自動車税種別割に適用

(3) 特定非営利活動法人が取得する軽自動車に係る環境性能割の課税免除

(第89条の9関係)

ア 改正の概要

令和元年10月1日に自動車取得税(県税)が廃止され、環境性能割(市町村税)が創設されることに伴い、自動車取得税における課税免除の対象を現行と同様とするため、新たに規定を設ける。

イ 課税免除の基準概要

特定非営利活動法人が、設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供するために取得した軽自動車を対象とする。

ウ 適用

令和元年10月1日から軽自動車税環境性能割に適用

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第 9 0 号
提 出 課	契約検査課・用地管財課

工事請負契約の締結について
(木田第 1 庁舎受変電設備改修 工事)

- (1) 見 積 年 月 日 令和元年 5 月 10 日
- (2) 仮契約の相手方 ユアテック・城東電工 共同企業体
(上越市大字戸野目古新田 489 番地 1)
- (3) 契 約 額 207,360,000 円
(見積金額) (192,000,000 円)
- (4) 予 定 価 格 209,520,000 円
(税抜価格) (194,000,000 円)
- (5) 最低制限価格 190,669,680 円
(税抜価格) (176,546,000 円)
- (6) 工 期 契約締結の日から令和 2 年 5 月 31 日まで
- (7) 契 約 方 法 随意契約
(上越市財務規則第 135 条第 3 項第 9 号の規定に基づく)
- (8) 見 積 結 果

見 積 者 (第 3 回入札時の最低応札者)	見積金額 (円)
ユアテック・城東電工 共同企業体	192,000,000

【不調となった入札結果】(入札を 3 回実施したが予定価格以下の応札がなかったため不調)

	入 札 者	入札金額 (円)		
		第 1 回	第 2 回	第 3 回
1	ユアテック・城東電工 共同企業体	209,150,000	202,800,000	197,000,000
2	東光・電設 共同企業体	233,000,000	206,000,000	辞退
3	大和・共栄 共同企業体	238,000,000	207,000,000	辞退
4	田辺・水嶋 共同企業体	245,000,000	208,000,000	辞退

木田第1庁舎受変電設備改修工事 工事概要

○昭和51年の木田第1庁舎建設当初から地下電気室内に設置されている受変電設備が老朽化していることから、庁舎の停電事故の防止及び電気供給の安全性の確保を図るため、受変電設備の全面的な改修を行う。(令和2年度までの債務負担行為を設定済み)

○工事概要

1 電気設備工事

- ・受変電設備の全面改修、配電盤の更新等

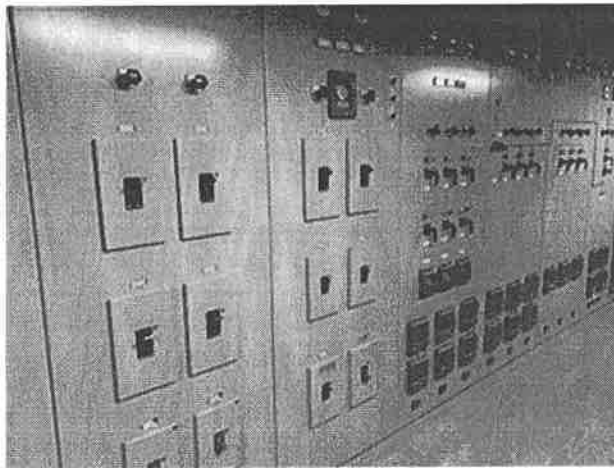
2 機械設備工事

- ・電気室内の空調機器の新設等

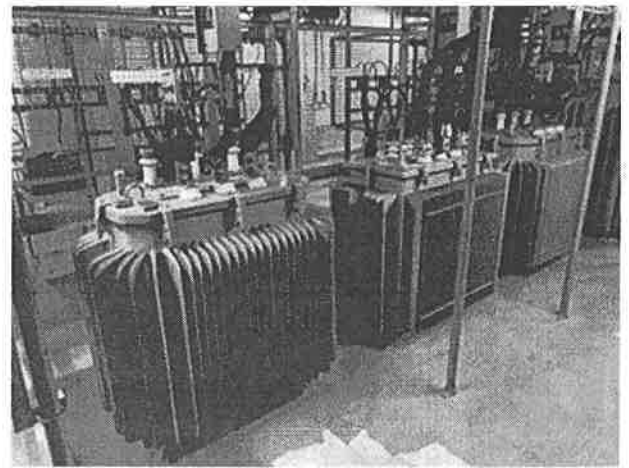
3 建築工事

- ・電気室内の床改修、屋外空調室外機の基礎工事等

○受変電設備の状況及び改修内容



配電盤を更新する。



開放型変圧器を閉鎖型（キュービクルタイプ）に改修する。

○工事スケジュール

- ・令和元年5月 仮契約
- ・令和元年6月 議決後、本契約
- ・令和元年7月 工事着手
- ・令和2年5月 完成（予定）

※停電を伴う工事は、閉庁日に実施予定。(全18日間)